

1年単位変形労働時間制

I 年間総労働時間の限度時間

暦日	限度時間
365	2,085時間42分
366	2,091時間25分

II 年間最低必要休日々数（毎日の労働時間が同じとした場合）

1日労働時間	365日の場	366日の場合
8:00	105	105
7:55	102	102
7:50	99	100
7:45	96	97
7:40	93	94
7:35	90	91
7:30	87	88
7:25以下	85	86

III 週平均労働時間を算出する計算式

$$1 \text{ 週平均労働時間} = \frac{\text{対象期間の総労働時間}}{\text{対象期間の暦日数}} \times 7$$

(裏面)

1年単位変形労働時間制

IV 労使協定において次の事柄を定め、監督署に届け出る。

- ① 対象となる労働者の範囲
- ② 対象期間
- ③ 特定期間
- ④ 対象期間における労働日
- ⑤ 当該労働日ごとの労働時間
- ⑥ 協定有効期間

V この場合限度時間等の制限は、どうなっているか。

- ① 対象期間の途中で入社した者、および退職予定の者にも適用する。これらの者については、所定労働時間内といえども実勤務期間を平均し、週40時間を超した時間については、割増賃金を支給する。
- ② 1年間の労働日数の限度は、280日
- ③ 対象期間平均で、週40時間以内。
- ④ 対象期間における労働時間の限度時間は、1日については10時間、1週間については52時間。ただし、変形期間が3ヶ月を越える場合は、週48時間を超える所定労働時間の設定は、連続3週以内、かつ、起算日から3ヶ月ごとに区切った各期間内に、48時間を超える所定労働時間を設定した週の初日の数は3以内、連続して労働させることのできる日数は6日。ただし、対象期間中特に業務が繁忙な時期を特定期間として設定した場合は、その期間については1週に1日の休日確保できる日数。
- ⑤ 年少者(満18才未満)については、原則変形労働時間制は禁止。但し、15才以上の者には、1週間について48時間、1日について8時間を超えない範囲であれば変形制によって労働させることが可能。